

## 京都府議会基本条例の創設に向けての決議

京都府議会は、「地方自治の本旨」の具体化、真の地方自治の確立、府民福祉の向上を目指し、議会と知事による二元代表のもとで、様々な取組を進めている。

また、地域の課題解決のための権限や財源について、国から地方への移譲を求め、これまでから、他の地方公共団体とともに、数々の活動を展開してきた。

今、地方自治は、地域が抱える課題は、地域自らが、考え、判断し、決定する、まさに、住民自治の原則に基づいた団体自治の運営が求められる重要な時にある。

京都府議会は、この重要な時に当たり、二元代表制の京都府の運営について、府議会の権能の発揮と更なる発展、また、目指すべき運営等を「基本理念」、「基本方針」として取りまとめ、広く府民等に示すとともに、府議会の権能を確かなものとして、更に発展させるため、府議会の規範となる「京都府議会基本条例」の創設に取り組む。

以上、決議する。

平成22年7月21日

京 都 府 議 会